

医療法人社団 佑樹会
女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における躍推の推進に関する法律第8条に基づき行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年6月1日 ～ 令和10年5月31日

2. 現状

介護という業種であることもあるが、労働者に占める女性の割合や、採用者に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合も高く、女性の活躍が比較的進んでいると分析できる。

3. 目標

女性労働者の平均勤続年数を現在の5.4年より1年以上伸ばす
労働者に占める女性労働者の割合を65%以上にする

4. 取り組み内容と実施時期

令和5年6月～	利用できる両立支援制度とハラスメント防止について管理職を含む労働者に周知徹底する。 男性労働者中心であった業務について、女性労働者の配置拡大を図る。
令和8年6月～	年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

以上